

四日市市空家等管理活用支援法人 募集要領

1. 目的

この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 23 条の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定する法人の募集に関し必要事項を定めるものである。

2. 概要

(1) 指定期間

指定日から 3 年間

(2) 業務内容

- ・空家等の所有者等に対する当該空家等の管理や活用の方法に関する情報の提供又は、相談、その他の必要な援助
- ・定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修、管理や活用のため必要な事業又は事務
- ・空家等の管理や活用に関する調査研究
- ・空家等の管理や活用に関する普及啓発

3. 応募資格

この募集に申請できる者は、四日市市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第 3 条各号の規定をすべて満たすものとする。具体的には以下のとおり。

- (1) 申請者は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人又は公益財団法人であること。
- (2) 本市の空家等対策計画やまちづくり計画（都市計画マスターplan 地域・地区別構想や地区空家等対策計画等）の実現に資する取り組みを行うこと。
- (3) 空家等の諸問題の解決を通して、地域貢献に繋がる取り組みを行うこと。
- (4) 三重県内に事務所又は支店を有すること。
- (5) 第 8 条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、暴力団員等）でないこと。
- (7) 役員のうち次のいずれにも該当する者がいないこと。
 - イ 未成年者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者
- (8) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第 24 条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (9) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (10) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- (11) 市税の滞納がないこと。

4. 募集期間

随時募集するが、審査は年2回（毎年5月と11月）の実施とし、審査対象は、実施月の前月末日までに申請書が提出されたものとするので留意すること。

5. 申請方法

この募集に申請する者は、四日市市空家等管理活用支援法人指定申請書（要綱様式第1号）に以下の書類を添えて市に提出すること。

提出書類	
(1)	定款
(2)	登記事項証明書
(3)	役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
(4)	法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
(5)	前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（法人としての前事業年度の実績がない場合は設立時の出資状況等がわかる書面）
(6)	当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
(7)	これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面（法人化以前の任意団体としての実績も記載可）
(8)	法第24条各号に規定する業務に関する計画書（業務の方法のほか、人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）
(9)	市税の滞納がないことの証明書
(10)	誓約書
(11)	その他、支援法人の業務に関し参考となる書類

6. ヒアリングについて

この募集に基づく申請書を提出した者に対して、提出書類や事業内容等について、ヒアリングを年2回（5月、11月）実施する。ヒアリングの条件等は以下のとおり。

- (1) 市が指定する日時に実施するヒアリングに必ず出席すること。
- (2) 欠席した場合は審査ができないため、申請は無効となる。
- (3) ヒアリングの出席者は2名とする。そのうち、法人代表者の出席は必須とする。
- (4) 事業説明は原則法人代表者が行うこととし、質疑の応答については、他の者が必要に応じて発言しても良いこととする。
- (5) ヒアリング出席者については、ヒアリング審査出席者報告書（1号様式）により、ヒアリング実施日の前日の正午までに都市計画課まで報告すること。
- (6) ヒアリング時間は、30分程度とする。（事業説明15分程度、質疑応答15分程度）

7. 指定の決定

提出書類やヒアリングの内容を下記の審査基準に照らし、審査を行い、支援法人の指定を決定する。審査結果は、ヒアリング終了後7日程度で、申請者に対して四日市市空家等管理活用支援法人指定通知書（要綱様式第2号）又は、四日市市空家等管理活用支援法人不指定通知書（要綱様式第3号）で通知する。

【審査基準】

審査項目	
目的適合性	本市の空き家問題の課題等を理解し、四日市市空家等対策計画や市が取り組んでいる施策に適合しているか等
実現性	達成目標の設定やスケジュール等、具体性があり、実現可能な事業であるか等
実施体制	事業遂行が滞りなく実施できる体制かどうか等
活動実績	事業実施に必要な知識・技術を活かした活動実績が認められるか等 ※単なる空き家除去、リフォーム工事の実績については、活動実績には含めない
地域貢献	四日市市空家等対策計画や都市計画マスタープラン地域・地区別構想、地区空家等活用計画等のまちづくり計画と整合し、地域と連携したまちづくりに資する取り組みか等

8. 留意事項

- 申請にあたっては、法、要綱を参照すること。
- 支援法人として指定されたことによる本市からの業務委託料や公共施設の会場使用料の免除等は発生しない。
- 支援法人として指定された場合は、指定日にかかわらず、市に対して要綱第6条第2項に規定された事業報告を毎年3月31日までに行うこと。

9. 提出方法

申請書と添付書類を併せて、都市計画課に紙媒体1部及び電子データを提出すること。

(1号様式)

ヒアリング審査出席者報告書

令和 年 月 日

(あて先) 四日市市長

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

電話番号

四日市市空家等管理活用支援法人への指定のためのヒアリング審査に関する出席予定者を、次のとおり報告いたします。

所属	役職	氏名	備考

※出席予定者は2名までとします。

※法人代表者を1名参加させることとします。